物品の購入等

物品の賃貸借

　競争入札参加資格審査申請の手引き

　　　　　　　　　　　　　　【令和７・８年度申請版】

雄武町財務政策課

**競争入札参加資格審査申請の手引**

　この申請手続きは、令和７年度及び令和８年度に雄武町が発注する物品の購入及び物品の賃貸借等の契約に係る競争入札に参加を希望される方について、あらかじめ物品の購入及び物品の賃貸借に係る資格の有無を審査するものです。

　資格審査の結果、資格者になりますと令和７年度及び令和８年度の競争入札資格者名簿に登録されます。

　なお、資格を有することにより自動的に、又は直ちに発注があるということではありませんので、ご留意願います。

第１　資格要件

　　競争入札参加資格申請者は、次に掲げる要件を満たしているものとします。

　⑴　地方自治法施行令（以下「政令」という。）第１６７条の４第１項の規定（次に掲げる事項）に該当しない者であること。

　　ア　未成年者、成年被後見人、被補佐人及び被補助人（ただし、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）

　　イ　破産者で復権を得ない者

⑵　政令第１６７条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

⑶　法人税（個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税・市町村税を滞納している者でないこと。

⑷　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及び同条第６号に規定する暴力団員並びにその利益となる活動を行う者又はこれらの者を役員、代理人、支配人その他の使用人として使用している者でないこと。

⑸　原則として令和７年１月１日現在において、引き続き２年以上その事業を営んでいること。

第２　資格の有効期限

　　資格の有効期限は、令和７年度及び令和８年度とします。

－１－

第３　資格の消滅

　　競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとします。

　⑴　政令第１６７条の４第１項に規定する者になったとき。

⑵　政令第１６７条の４第２項の規定に基づき競争入札への参加を排除されたとき。

⑶　営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

　⑷　その他第１に定める資格要件のいずれかに定めた要件を欠くに至ったとき。

第４　申請の時期

1. 令和６年１２月１３日から令和７年１月３１日（ただし、この期間内に申請できない者にあっては、それ以降においても受理します。）

⑵　共同企業体の申請時期は、当該企業体が結成されたときとします。

第５　申請の方法

　　　物品の購入及び賃貸借等の申請書類については、雄武町様式又は申請社（者）独自の様式を使用し、次の関係書類を添付の上、財務政策課管財係に提出してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 法人 | 個人 |
| 商業登記簿謄本（写し可）（３箇月以内に発行したもの） | ○ |  |
| 納税証明書（国税及び都道府県税、写し可）  ※町内業者については、町税等の納付状況確認書を添付 | ○ | ○ |
| 許認可等に関する証書の謄本（写し可） | ○ | ○ |
| 誓約書（別紙１）  暴力団員または暴力団関係事業者に該当しない趣旨の誓約書 | ○ | ○ |

※町外業者については、営業所一覧表を提出してください。

－２－

第６　競争入札参加資格審査申請書の記入方法

（第１面）

　⑴　年月日・・・・・・・・申請書の提出年月日

⑵　申請人の所在地・・・・法人は本店の、また、個人はその本拠となっている郵便番号、電話番号及び住所を記入してください。

※　実際の所在地が登記と異なる場合は、実際の住所を記入してください。

　⑶　商号又は名称・・・・・法人は登記されている番号を、また、個人は使用している名称を記入してください。フリガナも記入してください。

⑷　代表者・・・・・・・・法人は代表する役職名と氏名、また、個人は戸籍上の氏名を記入してください。フリガナも記入してください。

⑸　実印・・・・・・・・・法人は代表者印（法務局登録印鑑）、個人は実印（市町村登録印）を押印してください。申請代理人が代理申請する場合は不要です。

⑹　申請代理人の所在地・・代理人による申請を行う場合記入してください。

⑺　申請代理人・・・・・・代理人による申請を行う場合記入してください。

⑻　印・・・・・・・・・・代理人による申請を行う場合、申請代理人の印を押印してください。

※　委任状の「受任者」欄に押印した印と同一のものを使用してください。

１　過去の競争入札参加資格の取得状況

　　過去に雄武町の競争入札参加を取得したことがある方は、「有」の欄に○を付してください。

－３－

（第２面）

２　事業所の概要

法人設立登記・・　法人の設立年月日を記入してください。個人の場合は、開業年月日を記入してください。

資本金・・・・・　「資本金」欄は、登記済の資本金（万円未満切り捨て）を記入してください。

　　　　　　　　　登記事項証明書に資本金の記載のない法人の方は、最新の賃借対照表中の資本金を記入してください。個人の場合は、記載不要です。

　　　　　　　　〈株式会社〉〈有限会社〉～登記上の資本金額（払込資本金）

　　　　　　　　〈合名会社〉〈合資会社〉～賃借対照表の資本金額

　　　　　　　　〈財団法人〉〈社団法人〉～賃借対照表の基本金額

　　　　　　　　〈社会福祉法人〉　　　 ～賃借対照表の基金（基本財産）

　　　　　　　　〈特定非営利活動法人〉 ～賃借対照表の正味財産の金額

従業員数・・・・　従業員数には、代表者並びに本店、支店及び営業所等の従業員を含めた人数を記入してください。

－４－

別表１　業種別分類表

　物品の購入

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 大分類 | 中分類 | | 主な品名等（営業に関する許可等） |
| １  産  業  用  機  械  器  具  類 | ０１  ０２  ０３  ０４  ０５  ０６  ０７  ０８  ０９  １０  １１  １２  １３ | 土木建設機械器具  農林業用機械器具  漁業用機器及び資材  設備用機器及び資材  電気・通信機器及び  資材  工作機械器具  印刷機器及び資材  建材類  原材料類  農林業用種苗薬品資材類  工業薬品・火薬類  機械修繕  その他産業用機械器具類 | 特殊車両(フォークリフト、ポンプ車等)を含む。  特殊車両(フォークリフト、ポンプ車等)を含む。  ２０トン未満の船舶、船舶用品等  空調設備等  電気機器、電子計算機、パソコン、電気製品、  照明器具、通信機器、電線等  事務用を除く  畳、建具、表具、塗料、ブロック類、ヒューム管、ワイヤー類  原木材、鉄鋼材、セメント、ガラス類、砂、凍結防止剤、コンクリート管等（採石業、砂利採取業者登録）  庭石、黒土、芝、種苗、飼料等（肥料、農薬届出、動物医薬品許可、毒劇物登録、覚せい剤指定）  高圧ガス類（毒劇物登録）、（火薬類販売許可）  組立ハウス、燃焼炉、コンテナ等 |
| ２  　医  療  機  器  類 | ２０  ２１  ２２  ２３ | 医療機器  医療用品類  医薬品  その他一般薬品資材類 | （高度管理医療機器等販売業許可、管理医療機器販売業届）  （高度管理医療機器等販売業許可、管理医療機器販売業届）  （医療品許可、麻薬免許、毒劇物登録、覚せい剤  指定）  医療用ベッド、車イス、放射線防護用品等の許可・届出等を要しないもの |
| ３    教用  育機  　研器  究類 | ３０  ３１  ３２  ３３  ３４  ３５ | 教材用各種用品  理化学機器・計測機器及び資材  図書及び定期刊行物  運動具  動物  その他教育研究用機器類 | 視聴覚機器、楽器、模型、標本等  光学機器、実験機器、分析機器、計量用計器、気象用計器、音響測定器等（特定計量器販売事業届）  書籍、雑誌、追録、地図類の販売  体育機器、スポーツ用品、レジャー用品等  モルモット・鳥・魚・虫類等（家畜商免許）  美術工芸品、額縁、教材用ＣＤ、フィルム等 |
| ４  　事機  務器  　用類 | ４０  ４１  ４２  ４３  ４４  ４５ | 事務用機器  家具・調度品  文具・用紙類  写真類  複写類  製本 | 事務機器、ＯＡ機器（パソコン等）、複写機、トナーカートリッジ、シュレッダー等  木製・鋼製家具、黒板、じゅうたん、カーテン等  文房具、印章、紙類等  カメラ、写真用品、ＤＰＥ等  青写真等 |
| ５  　車両  　両用  　・品  　車類 | ５０  ５１  ５２  ５３ | 自動車  自転車・その他車類  車両用品  車両修繕 | バス、バイクを含む。フォークリフト等を除く。  車両部品を含む。  （工場認証、認定、指定） |
| ６  　油燃  脂料  　・類 | ６０  ６１  ６２ | 車両燃料  暖房燃料  その他油脂類 | 船舶用を含む。  （石油販売届出、揮発油登録）  ＬＰガスを含む。（石油販売届出、液化石油ガス登録） |
| ７  　被維  　服皮  　・革  　繊類 | ７０  ７１  ７２  ７３ | 被服類  寝具類  靴鞄類  その他一般繊維皮革類 | 軍手、ゴム製品を含む。  洋品、服地、ウエス、業務用テント、シート、ロープ、マット等 |
| ８  　そ  の  他 | ８０  ８１  ８２  ８３  ８４  ８５  ８６  ８７  ８８ | 保安消防器材  記章・プレート・旗類・広告用品  看板類  時計・貴金属類  食料品類  金物・陶磁器類  日用雑貨  洗たく  その他の物品 | 標識類、交通安全施設、避難設備、消防用品、防災用品、消化剤、災害用食糧等  トロフィー、楯、のぼり、どんちょう、暗幕、腕章、バッジ等  パネル、けんすい幕等  茶類を含む。（食品行商（販売業）登録、食品衛生営業許可、米殻出荷・販売事業開始届）  厨具、暖房器具、ガラス製品、大工道具を含む。  ワックス類、洗剤類、袋類、食器、トイレットペーパー、ダンボール等  電話消毒器、ビニール加工製品等 |
| ９  複写機  の保守  サービ  ス | ９０ | 複写機の保守サービス | 複写機及びその付属品の点検・調整、消耗品の供給等に関するサービス |

　「主な品名等」欄中、（　）書きで示した許可、登録等を有する場合は、営業許可等の写しを提出してください。

　２　物品の賃貸借（複写機、電子計算機又は自動車に限る。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 大分類 | 中分類 | | 主な品名等（営業に関する許可等） |
| １０  　物賃  品貸  　の借 | 100  110  120 | 複写機  電子計算機  自動車 | パソコン及び周辺機器を含む。  旅客自動車運送事業は除く。  （自家用自動車有償貸渡許可） |

　「主な品名等」欄中、（　）書きで示した許可、登録等を有する場合は、営業許可等の写しを提出してください。